

補 正 予 算 主 要 事 業 の 概 要

(一般会計)

★印は、新規事業

(単位：千円)

項目・事業名	補正予算額	説明								
I 国の総合経済対策に呼応する補正	30,107,638									
1 重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策	9,376,360									
1 ひとり親世帯生活支援特別給付金	270,000	<p>物価高騰等で厳しい状況にある低所得のひとり親世帯に対し、県独自の特別給付金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象者：児童扶養手当受給者、家計急変者など・給付額：児童1人当たり2万円								
2 L P ガス料金高騰対策事業	548,428	<p>L P ガスの料金高騰により影響を受けている県民、県内事業者の負担を軽減するため、L P ガス販売事業者を通じて、値引きによる支援を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・支援額：(家庭向け) 1世帯当たり 2,000円（事業者向け）1事業者当たり 使用量に応じた定額支援 <table border="1"><thead><tr><th>月使用量</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>50 m³未満</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>50 m³以上 300 m³未満</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>300 m³以上</td><td>30,000円</td></tr></tbody></table> <p>※令和8年1月～3月分の支援相当額</p>	月使用量	支援額	50 m ³ 未満	2,000円	50 m ³ 以上 300 m ³ 未満	10,000円	300 m ³ 以上	30,000円
月使用量	支援額									
50 m ³ 未満	2,000円									
50 m ³ 以上 300 m ³ 未満	10,000円									
300 m ³ 以上	30,000円									

3	特別高圧電気料金高騰対策事業	45,779	<p>電気料金高騰の影響を受けている特別高圧契約で受電する中小企業等の負担を軽減するため、電気料金の一部を助成するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額：令和8年1月～2月分 2.3円／kWh 令和8年3月分 0.8円／kWh
4	事業者の未来への投資を応援する総合補助金	3,113,500	<p>物価高騰等が続く中、県内事業者の稼ぐ力の強化と賃上げの好循環の実現に向けて、県内事業者の成長、生産性向上につながる未来への設備投資に対して、幅広く補助金を交付し、支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者：県内中小企業 等 ・補助対象経費：収益増につながる設備投資 ・補助率：3／4 ・補助上限額： タイプA 100万円 ★タイプB 500万円 <p>※補助対象経費合計が25万円以上の事業が対象 ※タイプBは直近の売上高10億円以上の県内中小企業等が対象</p>

項目・事業名	補正予算額	説明
5 ★かがわ賃上げ環境整備応援補助金	113,000	<p>物価・労務単価等の高騰が続く中、賃上げと生産性向上に取り組み、国の業務改善助成金を受ける県内中小企業等に対して、補助金を交付するもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・補助対象者：国の※業務改善助成金の支給決定を受けた県内中小企業 等・補 助 率：業務改善助成金の助成対象経費のうち事業者負担分の1／2・補助上限額：100万円／件 <p>※業務改善助成金制度 事業場内最低賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等に掛かった費用の一部を助成する、国の助成制度</p>
6 ★林業経営体生産性向上支援事業	45,189	<p>物価高騰等が続く中、木材流通における原木の安定供給機能を担う林業経営体に対して、より一層の生産性向上に資する高性能林業機械等の導入に要する経費の一部を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・補 助 対 象 者：森林經營管理法に基づく「香川県意欲と能力のある林業経営体」・補助対象経費：搬出間伐の生産性向上に資する 高性能林業機械、デジタル機器 等・補 助 率：3／4・補助上限額：2, 250万円 等

7	★農畜水産業者未来チャレンジ支援補助金	1,075,400	<p>物価高騰や気候変動等が続く中、本県農畜水産業の未来を担う県内事業者に対して、スマート技術の導入など先進的・特長的な取組みや、持続可能な農畜水産業の確立を目指す取組みの実施に要する費用の一部を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者：県内農業者、畜産業者、水産業者 ・補助対象経費：先進的・特長的な取組み等を行うために必要な機械、器具、施設等の導入費 ・補助率：3／4 ・補助上限額：2,000万円（下限額300万円）等
8	公共交通利便性向上等支援事業	32,000	<p>物価高騰等により、経営が厳しい状況にある県内交通事業者に対して、地域公共交通の維持・確保に向けた利用者の利便性向上等に係る経費の一部を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者：県内交通事業者（鉄道、バス、航路事業者） ・補助対象経費：①利便性向上・業務効率化に資する設備導入等に要する経費 ②職場の労働環境改善に資する施設改修等に要する経費 ・補助率：1／2 ・補助上限額：200万円

項目・事業名	補正予算額	説明
9 医療・福祉施設応援金事業	1,819,517	<p>物価高騰による経費の増加分を公定価格等により利用者に転嫁できない中にあっても、サービスを維持しながら運営を続けている医療・福祉施設に対し、応援金を支給するもの。</p> <p>(医療施設等)</p> <ul style="list-style-type: none">・病院：(144万円+病床数×[10千円+15千円])／施設・有床診療所：72万円+病床数×15千円)／施設・無床診療所(医科・歯科)：36万円／施設・訪問看護ステーション、助産所：20万円／施設・薬局、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科技工所：10万円／施設 <p>(福祉施設等)</p> <ul style="list-style-type: none">・介護、児童福祉施設(入所施設)：72万円／施設・障害福祉施設等(入所施設)：(72万円+定員数×15千円)／施設・グループホーム等居住施設：36万円／施設・介護、障害訪問・相談事業所：20万円／施設・委託里親、子ども食堂：10万円／施設

10	私立学校応援金事業	38,480	<p>物価高騰等により経費が増加する中で、教育活動を継続している私立中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学（大学院含む）及び短期大学に対して、応援金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援額： <table border="0"> <tr> <td>★在籍者数</td><td>1,000人以上：288万円／学校</td></tr> <tr> <td>在籍者数</td><td>500～999人：144万円／学校</td></tr> <tr> <td>在籍者数</td><td>100～499人： 72万円／学校</td></tr> <tr> <td>在籍者数</td><td>1～ 99人： 20万円／学校</td></tr> </table>	★在籍者数	1,000人以上：288万円／学校	在籍者数	500～999人：144万円／学校	在籍者数	100～499人： 72万円／学校	在籍者数	1～ 99人： 20万円／学校
★在籍者数	1,000人以上：288万円／学校										
在籍者数	500～999人：144万円／学校										
在籍者数	100～499人： 72万円／学校										
在籍者数	1～ 99人： 20万円／学校										
11	★一般公衆浴場応援金事業	2,250	<p>物価高騰等による経費の増加分を法令により入浴料金に転嫁できない中にあっても、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されている一般公衆浴場の運営を継続している事業者に対して、応援金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援額：1事業者当たり 25万円 								

項目・事業名	補正予算額	説明
12 貨物自動車運送業等支援事業	428,380	<p>物価高騰等により、貨物自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、安全で安定した貨物・旅客輸送の維持を図るため、支援金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通貨物自動車 : 3万円／台 ・小型貨物自動車 : 2万円／台 ・軽貨物自動車 : 1万円／台 ・乗用車（タクシー） : 3万円／台
13 ★価格転嫁促進事業	14,155	<p>物価や労務単価等の高騰が続く中、中小企業等においては賃上げや設備投資等の原資を確保するための適切な価格転嫁が進んでいないことから、価格交渉に悩む中小企業等への専門家派遣等の伴走支援を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格交渉に悩む県内中小企業等への専門家派遣、講習会の実施 ・下請法改正等に関する周知啓発
14 ★県産木材原木加工事業者支援事業	3,000	<p>物価高騰等により、木材流通におけるサプライチェーンの入口を担う原木加工事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、原木購入費の一部を助成するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者：県産認証木材の原木加工事業者 ・補助単価：県産認証木材利用量1m³当たり 1千円

15	★清酒用原料米高騰対策支援事業	42,000	<p>酒米価格高騰等により、経営が厳しい状況にある県内酒蔵に対して、酒米購入経費の一部を助成し、経営の安定化、ひいては「伝統的酒造り」の保護・継承を図るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費：県産清酒用原料米購入費のかかりまし経費 ・補助率：1／2 ・補助上限額：1俵（60kg）当たり 5千円
16	★農業用資材価格高騰支援特別対策事業	650,000	<p>農業用生産資材の価格高騰により、経営が厳しい状況にある農業者に対して、生産資材費の一部を補助し、農業経営の維持を図るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者：認定農業者、認定新規就農者、多様な農業人材認定者 ・補助率：2／10 ・補助上限額：30万円／事業者
17	配合飼料価格等高騰緊急支援事業	1,009,732	<p>配合飼料価格等の高騰により、経営が厳しい状況にある畜産農家に対して、飼料購入経費の一部を助成し、畜産経営の維持を図るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配合飼料補助：2,500円／t ・粗飼料補助：乳用牛 18,000円／頭 繁殖牛 9,000円／頭 肥育牛 3,600円／頭

項目・事業名		補正予算額	説明
18	漁業経営セーフティーネット加入促進支援事業	125,550	<p>飼料価格高騰に対応するため、県内の養殖業者が、国が構築する漁業経営セーフティーネット（養殖用配合飼料）に加入する際に、必要となる漁業者負担分の一部を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：漁業経営セーフティーネットに加入する養殖業者 ・補助額：養殖業者の積立金の1／2
2 その他の国庫補助・交付金を活用した物価高騰対策等		4,323,581	
1	★医療従事者等賃上げ・物価高騰対策支援事業	552,428	<p>経済状況の変化等に対応するため、医療機関等に対して、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支 援 額：(主なもの) <ul style="list-style-type: none"> 有床診療所 8.5万円／病床 無床診療所・歯科診療所 32万円／施設 薬局 23万円／施設 訪問看護ステーション 22.8万円／施設 ※病院については、国が直接支援 ・負担割合：国10／10

2	介護職員等賃上げ・職場環境改善支援事業	1,617,300	<p>介護分野における人材不足が続く中、令和8年度介護報酬改定を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、介護事業所等に対して、賃上げ・職場環境改善のための支援を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支 援 額：介護従事者1人当たり 1万円／月 ※事業者が生産性向上等に取り組む場合 1.5万円／月 等 ・負担割合：国10／10
3	★介護事業所等サービス継続支援事業	230,400	<p>物価高騰等の影響がある中でも、介護事業所等が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入に要する経費等を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補 助 率：10／10 ・補助上限額：介護事業所等（下記を除く） 20万円／施設 <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護事業所 50万円／事業所 ※等 通所介護事業所 40万円／事業所 ※等 介護老人保健施設等 0.6万円／定員 ※延べ訪問回数、延べ利用者数に応じて段階的に設定 ・負担割合：国3／4、県1／4

項目・事業名		補正予算額	説明
4	★介護保険施設等サービス継続支援事業	259,660	<p>食材価格高騰等の影響がある中でも、介護保険施設等が食事提供サービスを円滑に継続できるよう、食料品の購入に要する経費等を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・補助対象者：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護、養護・軽費老人ホーム 等・補 助 率：10／10・補助上限額：定員1人当たり 1.8万円・負担割合：国10／10
5	障害福祉職員賃上げ支援事業	352,000	<p>障害福祉分野における人材不足が続く中、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、障害福祉サービス事業所等に対して、賃上げのための支援を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・支 援 額：障害福祉従事者1人当たり 1万円／月・負担割合：国10／10

6	障害福祉 I C T ・ ロボット等導入支援事業	6,850	<p>障害福祉職員の負担軽減等を図るため、介護ロボット、 I C T 等の導入支援を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補 助 率 : 3 / 4 ・負 担 割 合 : 国 1 / 2 、県 1 / 4 、事業者 1 / 4 ・補助上限額 : (ロボット) 1 施設当たり 210 万円 等 (I C T) 1 事業所当たり 100 万円
7	★保育施設等運営継続支援事業	4,738	<p>物価高騰等により経費が増加する中でも、質の確保された食事の提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう、私立保育施設等に対して、公定価格の臨時加算金等を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支 援 額 : 私立幼稚園・保育所・認定こども園 10 万円／施設 小規模保育事業所・事業所内保育事業所 5 万円／施設 ・負担割合 : 国 1 / 2 、県 1 / 4 、市町 1 / 4 等

項目・事業名	補正予算額	説明
8 ★地域子ども・子育て支援事業継続支援事業	11,209	<p>物価高騰等により経費が増加する中でも、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点等の地域子ども・子育て支援サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業者に対して、物品の購入等に要する経費の一部を補助するもの。</p> <p>・補助額：放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ） 1か所当たり 5万円 上記以外の地域子ども・子育て支援事業 1か所当たり 2.5万円</p> <p>・負担割合：国1／3、県1／3、市町1／3</p>
9 ★児童養護施設等運営継続支援事業	2,610	<p>物価高騰等により経費が増加する中でも、質の確保された食事の提供をはじめ、安定的に子どもの養育を行うことができるよう、児童養護施設等に対して、措置費の臨時加算金を支給するもの。</p> <p>・支援対象：乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、里親、ファミリーホーム、助産施設</p> <p>・支援額：在籍児童1人当たり 11,250円</p> <p>・負担割合：国1／2、県1／2 等</p>

10	生活困窮者支援体制整備事業	5,000	<p>物価高騰等により高まっている生活困窮者の支援ニーズに対応するため、地域において、関係者間で連携して生活困窮者の自立支援に取り組むN P O 法人、社会福祉協議会等の民間団体に対して、活動経費の一部を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費：人件費を含む活動経費のかかりまし経費 ・補 助 率：10／10（上限50万円／団体 等） ・負 担 割 合：国3／4、県1／4
11	花粉の少ない苗木の生産拡大事業	850	<p>花粉症対策として、花粉の少ないスギ・ヒノキの苗木の種子の安定供給を図るため、森林センターの採種園の整備を行うとともに、先進地調査等を実施するもの。（国10／10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少花粉原種苗木の植栽に要する経費 ・少花粉品種の増産に向けた調査等に要する経費
12	県産木材流通促進事業	890,870	<p>「かがわヒノキ」等の県産木材の安定的な供給体制の構築に向け、木材加工施設の整備に対して補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合：国1／2、事業者1／2 <p>※県産認証木材利用量が、整備後5年目までに8割以上、又は1万m³以上となる一次加工施設の場合</p> <p>負担割合：国1／2、県1／4、事業者1／4</p>

項目・事業名	補正予算額	説明
13 公園施設等の国際化等整備事業	23,870	国の交付金を活用し、瀬戸内海国立公園における防護柵の改修等を行うもの。 (国1/2) ・実施箇所：大麻山園地、屋島園地
14 地籍調査事業	71,442	国土調査法に基づき、社会資本整備等の基盤となる地籍の明確化を図るため、市町において実施する地籍調査の経費の一部を負担するもの。 ・負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4
15 ★新規就農者チャレンジ事業	45,000	新規就農者の確保・育成を図るため、早期の経営発展に必要な農業機械・施設等の導入に要する経費の一部を補助するもの。 ・補助対象者：65歳未満で新たに農業経営を開始する認定新規就農者 ・補助上限額：個人 15百万円、法人 30百万円 ・負担割合：国3/10、事業者7/10

16	★スマート農業教育環境整備事業	15,000	<p>農業大学校において、体系的なスマート農業の研修に必要な農業機械・設備を導入するもの。(国10／10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット草刈り機、農業用アシストスーツの購入 等
17	★鳥インフルエンザ対策強化事業	23,814	<p>鳥インフルエンザ対策の強化として、養鶏農家に備蓄消毒液を配布するとともに、野鳥飛来防止対策を実施するもの。(国1／2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内養鶏農家に対して備蓄消毒液を配布 ・ドローンを活用したレーザー照射による野鳥飛来防止対策を試験的に実施
18	★防災・減災地域共同活動支払事業	38,690	<p>田んぼダムの取組みを行う流域治水プロジェクトの流域内農業用排水施設について、防災・減災対策として、地域の共同活動で行う補修・更新等を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために地域の共同活動を行う農業者等で構成される活動組織 ・交付単価：田4.4千円／10a、畑2千円／10a等 ・負担割合：国1／2、県1／4、市町1／4

項目・事業名		補正予算額	説明
19	特定交通安全施設整備事業	171,850	<p>交通事故の防止、交通の円滑化及び交通安全施設の長寿命化を図るため、交通信号灯器のLED化を行うもの。(国1／2)</p> <p>・実施箇所：国道11号、国道11号バイパス等の主要な幹線道路 約70交差点</p>
3 防災・減災、国土強靭化の推進		16,407,697	
1	造林・治山関係	71,055	<p>①造林事業 間伐、植栽等の森林整備に対して補助するもの。(県内一円)</p> <p>②治山事業 治山ダムの整備、荒廃渓流の侵食や崩壊を防止するもの。 (さぬき市寒川町石田東字板ノ尾)</p>
2	土地改良関係	2,705,502	<p>①県営地すべり対策事業 県が管理する地すべり防止区域において、地すべり防止施設を整備するもの。 (四海第三期地区)</p> <p>②経営体育成基盤整備事業 経営体の育成を図りながら生産基盤整備を行うもの。(田中北部地区 外)</p> <p>③県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 老朽化した農業用排水施設の機能保全対策を実施するもの。 (満濃池幹線2期地区 外)</p> <p>④県営ため池等整備事業 老朽ため池の堤防決壊、災害発生を未然に防止するもの。(坂折池 外)</p>

		<p>⑤県営ため池洪水調節機能強化事業 洪水調節容量の確保等により、ため池の洪水調節機能の強化を図るもの。 (四箇池地区)</p> <p>⑥県営ため池緊急防災対策事業（耐震性点検調査） 耐震性が不明なため池の耐震性を調査するもの。</p> <p>⑦ため池保全管理センター支援事業 下流に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池の劣化状況を調査するもの。</p> <p>⑧ため池監視・管理体制強化事業 決壊等による災害の未然防止を図るため、ため池管理者等が遠隔監視を行う水位計や監視カメラの導入を支援するもの。(丸龜市地区 外)</p> <p>⑨県営海岸堤防等老朽化対策事業 県海岸保全施設長寿命化計画に基づく保全対策を行い、施設の長寿命化を図るもの。(三豊干拓1期)</p> <p>⑩中山間地域総合整備事業 中山間地域の特色を活かした総合的な整備を実施するもの。(植田地区 外)</p> <p>⑪農業体质強化基盤整備促進事業 市町等が実施する小規模な農業生産基盤整備を支援するもの。(財田西地区 外)</p> <p>⑫農道保全対策事業 市町が実施する農道の点検・診断や保全管理を支援するもの。 (観音寺市地区 外)</p> <p>⑬農業集落排水対策事業 市町が実施する農業集落排水施設の整備・改築を支援するもの。 (西山・与田山地区 外))</p>
--	--	---

項目・事業名		補正予算額	説明
3	漁港関係	21,600	<p>水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設の長寿命化を図るもの。(庵治漁港)</p>
4	道路関係	6,041,850	<p>①道路改築事業 地域高規格道路において道路改良を実施するもの。(円座香南線)</p> <p>②道路整備交付金事業 主要幹線道路等において道路改良等を行うもの。 (志度山川線、国道438号外68箇所)</p> <p>③道路メンテナンス事業 道路施設の老朽化対策工事を行うもの。 (詫間仁尾線、土庄福田線外65箇所)</p> <p>④道路環境改善事業 交通安全のため、歩道等の交通安全施設等の整備を行うもの及び快適な道路空間の改善のため、電線共同溝等の整備を行うもの。 (三木寒川線、善通寺詫間線外30箇所)</p> <p>⑤道路災害防除事業 道路上の土砂災害の発生等を防止するための対策工事を行うもの。 (大串鴨部線、粉所西中徳線外8箇所)</p> <p>⑥直轄国道改築費負担金 国が実施する道路改築工事等費用について負担するもの。 (国道11号大内白鳥バイパス等)</p>

5	河川砂防関係	5,396,230	<p>①広域河川改修事業 護岸工事など河川の整備工事を行うもの。(綾川 外 1 河川)</p> <p>②津波等対策河川事業 地震・津波対策に伴う護岸工事等を行うもの。(相引川 外 3 河川)</p> <p>③総合流域防災河川事業 河川の拡幅に伴う護岸工事等を行うもの。(一の谷川 外 3 河川)</p> <p>④河川管理施設修繕事業 河道掘削等を行うもの。(綾川 外 5 河川)</p> <p>⑤河川メンテナンス事業 河川管理施設の老朽化対策工事を行うもの。(摺鉢谷川 外 7 河川)</p> <p>⑥ダム開発事業 ダム整備を行うもの。(長柄ダム、五名ダム)</p> <p>⑦ダムメンテナンス事業 ダム管理施設の老朽化対策工事を行うもの。(栗地ダム 外 2 ダム)</p> <p>⑧砂防事業 砂防堰堤等の整備を行うもの。(東大谷南川 外 2 箇所)</p> <p>⑨地すべり対策事業 地すべりの発生防止のための対策工を行いうもの。(唐櫃地区 外 1 箇所)</p> <p>⑩総合流域防災砂防事業 土砂災害警戒区域等の看板設置工事を行うもの。(県内一円)</p> <p>⑪急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地における崩壊防止のための対策工を行いうもの。(桃山地区 外 1 箇所)</p> <p>⑫津波等対策海岸事業 地震・津波対策に伴う水門工事等を行うもの。(西白方海岸 外 4 海岸)</p> <p>⑬海岸メンテナンス事業 海岸保全施設の老朽化対策工事を行うもの。(箱海岸 外 3 海岸)</p> <p>⑭直轄河川改修費負担金 国が実施する河川改修工事費用について負担するもの。(土器川)</p>
---	--------	-----------	---

項目・事業名		補正予算額	説明
6	港湾関係	1,741,335	<p>①津波等対策港湾海岸事業 地震・津波対策に伴う護岸工事等を行うもの。 (高松港海岸 外11港海岸)</p> <p>②重要港湾改修事業 11万トン級までの大型クルーズ船の受入れが可能となるよう岸壁の延伸を行うもの。(高松港)</p> <p>③統合港湾施設改良事業 港湾施設の改良工事を行うもの。(内海港 外2港)</p> <p>④港湾メンテナンス事業 港湾施設の老朽化対策工事を行うもの。(大部港)</p> <p>⑤港湾環境整備事業 港湾施設の環境整備工事を行うもの。(観音寺港)</p> <p>⑥海岸メンテナンス事業 海岸保全施設の老朽化対策工事を行うもの。(津田港海岸、志度港海岸)</p> <p>⑦直轄港湾改修費負担金 国が実施する港湾改修工事費用について負担するもの。(高松港朝日地区)</p> <p>⑧市町港湾改修費補助事業 市町が行う港湾施設改修等に対して補助を行うもの。 (坂出港、坂出港海岸、女木港)</p>
7	都市計画関係	430,000	<p>①街路整備交付金事業 街路の整備を行うもの。(柞田川右岸線 外2箇所)</p> <p>②街路環境改善事業 街路の無電柱化を行うもの。(中新町詰田川線)</p>

8	下水道関係	125	<p>①流域下水道事業補助金</p> <p>流域下水道事業（企業会計）が実施する、下水道施設の耐震補強及び老朽化対策に係る経費を補助するもの。</p>
II カキ安定生産緊急対策事業		22,000	
1	★カキ養殖応援資金利子補給事業	1,000	<p>今期のカキのへい死や物価高騰等により、経済的に影響を受けているカキ養殖業者の経営継続を支援するため、民間金融機関が創設する運転資金融資について利子補給を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資対象者：県内でカキ養殖業を営む個人又は法人（漁業協同組合を除く） ・融資上限額：1事業者当たり1,500万円又は令和6年度カキ養殖業にかかる売上高の1／2のうち少ない額 ・融資償還期間：10年（うち据置期間1年） ・融資利率：年3.0% ・利子補給率：年1.25% <p>※県、市町、民間金融機関がそれぞれ利子補給することにより、無利子貸付けとする。</p>
2	★カキ種苗購入支援事業	21,000	<p>今期のカキのへい死や物価高騰等により、経済的に影響を受けているカキ養殖業者に対し、来年以降のカキ出荷の再開に向けて、カキ種苗購入費の一部を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者：県内でカキ養殖業を営む個人又は法人 ・補助対象経費：カキ種苗（天然種苗・人工種苗）購入費 ・負担割合：県1／2、市町1／3、事業者1／6

(企業会計)

(単位：千円)

会 計 名		補正予算額	説 明
流域下水道事業	資本的支出	92,900	○建設改良費 92,900 (現計 1,698,126)
	計	92,900	
合 計		92,900	